

令和5年7月からの申請・届出書等の変更点は、次のとおりです。

【申請書に係る変更点】

- ① 申請書のかがみの様式が変更[物品役務(様式1)と工事(様式2)で様式が異なります。]となり、かがみへの代表印の押印が不要となります。かがみの様式は、物品役務(様式1)、工事(様式2)をご参照ください。
- ② かがみの次ページに添付する組合概要の内容は、従来と同様ですが、各項目の番号の表記が変更となります。様式は、上記①の申請書かがみ物品役務(様式1)、工事(様式2)の次ページ以降をご参照ください。(変更箇所の一例 旧:(1)組合の概要 → 新:1. 組合の概要)
- ③ 申請書に添付する誓約書の様式が変更となり、従来どおり押印が必要となります。本会でカラーのPDFに変換します。誓約書の様式は、(様式3)をご参照ください。
- ④ 申請書に添付する総会議事録は、定款で押印を求めている場合は、押印が不要となります。
なお、押印が必要な場合、写しに原本謄写は不要となります。
ただし、理事会議事録は、従来どおり押印が必要となりますが、写しに原本謄写は不要となります。
- ⑤ 総会議事録、理事会議事録、定款、各種規約、決算関係書類、事業計画書、収支予算書を添付する際は、原本謄写が不要となります。
- ⑥ 登記簿謄本を添付する際は、原本を本会でカラーのPDFに変換します。

【変更届に係る変更点】

- ① 組合代表者変更に関する届出が廃止となります。ただし、組合の名称及び住所の変更時には、従来どおり変更届の提出が必要となります。
- ② 組合の名称及び住所の変更に係る変更届のかがみの様式が変更となり、かがみへの代表印の押印は不要となります。かがみの様式は、(様式4)をご参照ください。
なお、従来どおり、添付書類[登記簿謄本、定款(名称変更及び定款変更を伴う住所変更の場合)、組合事務所一覧表]が必要となり、登記簿謄本は、本会が原本をカラーのPDFに変換します。

【中間資料に係る変更点】

- ① 中間資料のかがみの様式が変更となり、かがみへの代表印の押印は不要となります。かがみの様式は、(様式5)をご参照ください。
- ② 従来どおり、決算関係書類、事業計画書、収支予算書の添付が必要となりますが、原本謄写は不要となります。

【返納届の新設】

- ① 適格組合証明を返納する際の様式が新設されます。かがみの(様式6)をご参照ください。